

2015年7月22日

2015～2016 年度 県施策に関する 連合栃木「政策・制度要求と提言」

日本労働組合総連合会栃木県連合会

目 次

I.	持続可能で健全な経済の発展	1
	◎経済政策	1
	◎税財政改革	2
	◎産業政策	2
	◎資源・エネルギー政策	3
II.	雇用の安定と公正労働条件の確保	4
	◎雇用・労働政策	4
III.	安心できる社会保障制度の確立	6
	◎福祉・社会保障政策	6
IV.	社会インフラの整備・促進	10
	◎県土・住宅政策	10
	◎交通政策	12
	◎情報通信政策	13
V.	くらしの安心・安全の構築	14
	◎環境政策	14
	◎食料・農林水産政策	16
	◎消費者政策	18
VI.	民主主義の基盤強化と県民の権利保障	19
	◎政治改革	19
	◎行政改革	19
	◎公務員制度改革	20
	◎人権・男女平等政策	22
	◎教育政策	22
VII.	公正なグローバル社会の実現	24
	◎国際政策	24

Ⅰ. 持続可能で健全な経済の発展

(経済政策)

1. 地域全体の東日本大震災からの復興と地域経済を担う中小企業への支援

わが国の最重要課題である東日本大震災からの復興・再生をさらに加速させるとともに、デフレからの確実な脱却によって経済の好循環をつくりだし、安定的成長軌道へ復帰しなければならない。

そして、今後さらに進行する「少子高齢化」「人口減少」によって直面する様々な社会問題を解決するためにも、「分厚い中間層」の復活による力強い社会・経済基盤のもとで、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けた政策を推し進めていくことが必要である。

本県の重点戦略「新とちぎ元気プラン」は、計画期間の最終年を迎えた。次期プランの策定については、少子化・超高齢化対策を中心に、ものづくり産業をはじめとする地域産業の振興や企業誘致、新たな成長分野の産業の育成や安定した魅力ある雇用の創出、労働力の確保、さらには労働生産性の向上、地域産業を支える人材の育成など様々な課題が山積していることから、以下について取り組むこと。

- (1) 栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」の総仕上げの年度として、実現に向けて取り組みを強化すること。

また、次期プランの策定については、人口減少問題や残された課題などの確にとらえながら推進すること。

- (2) 中小企業に対する支援として、「東日本大震災復興緊急資金」を活用した、資金繰りの支援や相談体制の取り組みの実績や成果を明らかにすること。

また、さらなる中小企業の早期の復旧・復興を支援するための、「東日本大震災復興緊急資金」を利用した「東日本大震災復興緊急資金利子補給事業」の取り組みを推進し、支援を強化すること。

- (3) 今年度新たに改正された、県制度融資の取り組みについて、創業支援資金の拡充、事業継承支援資金の拡充、経営サポート資金の拡充など、対象となる中小企業者や中小企業団体への周知・案内を市町・関係団体と連携し、創業の支援や競争力の強化を図り中小企業の支援に取り組むこと。

- (4) 風評被害に対する取り組みについては、すべての県民が安心・安定な生活がおくれるよう、経済・産業のあらゆる分野での取り組みを強化し回復を図ること。

特に、県産農産物の安全・安心のPRや観光旅行者向けの企画・誘客活動などの広報活動やイベントの企画・開催に積極的に取り組むこと。

（税財政改革）

2. 県財政の健全化と県民サービスの確保

- (1) 「財政健全化取組方針」に基づき、行政経費の削減、内部努力の徹底、歳入確保など、県政の持続的発展を可能にする強固な財政基盤の確立に取り組むこと。
- (2) 各部局の主体的な事務事業の見直しの促進や、県民ニーズや社会情勢の変化にも対応しながら、県民が将来にわたり安全で安心して暮らせる施策に重点配分し、その財源確保を図ること。

（産業政策）

3. 産業・雇用政策の一体的推進

若い世代が地域で安心して働くためには、「相応の賃金」「安定した雇用形態」「やりがいのある仕事」といった要件を満たす雇用の提供が必要となる。

特に、労働力人口の減少が深刻な地方では、経済・産業全体の付加価値や生産性を継続的に向上させていく上で、「雇用の質」を重視した取り組みが重要である。

については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地域産業の発展と人口減少問題対策として以下について取り組むこと。

- (1) ものづくり産業の「重点5分野」、自動車、航空宇宙、医療機器、光、環境の各分野が持つ産業の特徴を活かし新規産業・雇用の創出に向けて、各分野のネットワーク形成、人材育成・確保、研究開発、販路開拓、企業立地、さらには資金調達などの支援を強化すること。
- (2) 人材の育成や雇用の確保の取り組みについては、本県の立地条件や地域資源を有効活用し、多くの人々が訪れ交流することができる観光地を目指し、アンテナショップを中心に様々な観光情報を発信し、市町と連携を強化し安定的な雇用を確保すること。
- (3) 地方や過疎化における課題は、雇用や仕事が無いことであり、魅力ある産業の振興と共に、先進事例として徳島県神山町のNPO法人グリーンバレーの取り組みなどを参考に、IT関連など働く場所を選ばない企業誘致や本社機能、サテライトオフィスの移転・設置に取り組み、雇用創出を図ること。

4. 中小企業・地場産業などの育成・支援等を通じた地域の活性化

本県の特徴である、ものづくり産業を支える中小企業の育成・発展は、地域経済にとって重要であることから、中小企業の潜在能力の発揮、技能・技術の継承、経営の安定化に向けて、以下について取り組むこと。

- (1) 栃木県産業振興センターと連携を図り「とちぎ産業振興ネットワーク」を活用し、創業や事業の創出に取り組む企業などへの支援を強化すること。

- (2) 特に経営資源が不足している中小企業に対する金融面や技術開発、保有技術の確保、公正な取引慣行の確立など、市町と連携し支援を強化すること。
併せて、各種支援事業、補助金などの施策を積極的に周知すること。
- (3) 中小企業などの新たな事業や経営目標を定めた経営革新計画を承認し、様々な公的支援を通じて経営革新の支援をする「経営革新計画承認制度」の周知に取り組み、積極的な活用を推進すること。
- (4) 県が検討している「中小企業・小規模企業振興条例（仮称）」の制定にあたっては、中小企業の成長・発展にとって実効性のある内容とするとともに、労働者の教育や処遇改善を含めた人材育成が重要であることを盛り込むこと。

（資源・エネルギー政策）

5. 安定的な資源・エネルギー供給の推進

東日本大震災以降、エネルギー需給構造の変化や電力需給のひっ迫など、経済や県民生活に大きな影響を及ぼしている状況を踏まえ、エネルギーの安定供給の維持・確保は重要である。

また、経済の成長に伴いエネルギー需要の増加が見込まれる中、再生可能エネルギーの発電利用に加え、熱活用を進めることにより、エネルギー利用の効率化と地産地消をさらに進める必要があることから以下について取り組むこと。

- (1) 中長期的視点に立ったエネルギー施策に関する基本的な考え方や将来目標などを掲げた『とちぎエネルギー戦略』の実情に合った今日的な見直しをはかること。
尚、見直しに当たっては、市町と連携し無理のない省エネルギーを推進し、経済性を踏まえた再生可能エネルギーの導入拡大など、地域特性を最大限に活かしたエネルギー戦略の再構築をはかること。
- (2) 省エネルギーに対する意識定着をはかるため、ICTなどを活用した「スマートな省エネルギー」の推進や低炭素社会の実現を目指し、二酸化炭素の排出抑制を十分考慮した各種の再生可能エネルギーの導入を促進すること。
また、再生可能エネルギーを最大限有効活用するためには、蓄電システムとのコラボレーションが効果的である。そのためホームエナジーなどの蓄電システムの普及促進について防災対策の観点からも検討すること。
尚、再生可能エネルギーの導入拡大にあたっては、景勝地の景観保護や各種の環境保護が重要であるため、安全対策や乱開発防止の観点から県独自の条例制定などについて検討すること。

II. 雇用の安定と公正労働条件の確保

(雇用・労働政策)

1. 雇用の安定・創出

雇用の安定・拡大に向けて、栃木県と栃木労働局、県内自治体などが連携を強化して、総合的な雇用施策を推進するため、以下について取り組むこと。

- (1) 県重点5分野など成長分野での栃木独自の雇用、質の高い雇用を創出すること。
- (2) 県の特徴を最大限に生かした、企業立地優遇制度のPRや企業誘致活動の推進を強化するとともに、地域人づくり事業などの緊急雇用創出事業を活用し、人材育成、雇用の創出を図ること。
- (3) 「期間の定めのない雇用」を「基本原則」としつつ、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者などの失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を提供するなどの事業を実施し、生活の安定を図ること。
- (4) 地域雇用に関する雇用創出事業について、「実践型地域雇用創出事業」「戦略産業雇用創造プロジェクト」などの継続・拡大をはかり、雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取り組みなどを支援すること。
併せて、栃木県と栃木労働局、県内自治体が連携し、事業やプロジェクトの運営に関する協議会などへの労働団体の参加を保障し、労働者の意見反映を行うこと。
- (5) 栃木県と栃木労働局、県内各自治体が、仕事と育児や介護などの両立ができる労働環境整備、離職防止と就業継続の取り組みに連携を強化し取り組むこと。

2. 労働者保護ルールの堅持・強化と派遣労働者の処遇改善の強化

労働者派遣法改正法案が6月19日に衆議院本会議で可決された。同法案は、派遣期間制限を実質的に撤廃し、“生涯派遣で低賃金”の労働者を拡大させ、労働者保護の大幅な後退を招く恐れがある。

さらには、「残業代ゼロ制度」を盛り込む労働基準法改正案が国会に提出され、労働者保護ルールの後退が懸念される。勤労者が安定した生活を送るためには、「期間の定めのない雇用」を「基本原則」とし、すべての職場で労働関係法令の遵守が必要であることから、以下について取り組むこと。

- (1) 企業に対し労働関係法令が遵守されるよう、関係機関と連携し指導強化や周知の徹底に取り組むこと。

(2) いわゆる「ブラック企業」の問題については、労働基準法などの法令違反が懸念されるだけでなく、多くの若者の将来を脅かすことになるため、若者の過酷な労働環境を是正する取り組みとして、面談や電話・メールによる相談の対応を実施することなど、「職場のハラスメント相談強化期間（仮称）」を設定し、撲滅に向けた相談や啓発活動に栃木労働局と連携して取り組むこと。

また、「ブラック企業」の見分け方・対処法などをテーマとしたセミナーなどを積極的に開催し、すべての労働者が安心して仕事に取り組み、企業の健全な発展や環境づくりを図るよう取り組むこと。

(3) 派遣労働は、臨時的・一時的な雇用形態であり、必要最小限度に止めることや、福利厚生などにおいて、派遣従業員と直接雇用従業員を差別的な扱いをしないことを周知広報すること。

3. 公正な取引関係の実現

労働条項の定めがある公契約条例（公共調達条例）の制定については、現在、全国の16自治体で施行され、また条例制定に向け協議会を設置する自治体もあるなど、条例制定に向けた機運は高まっている。

公契約条例（公共調達条例）制定の効果については、労働者の賃金の適正化が図られ労働者自身のモチベーションの上昇につながり、作業内容の精度が向上するなど、良質な公共サービスの提供につながることや、そこで働く労働者はもちろんのこと、事業者にとってもメリットがあり、優良な地場の企業を守ることもつながる。

については、公契約条例（公共調達条例）制定に向けた協議会などの設置に向けた議論を進め、公契約条例（公共調達条例）を早急に制定すること。

4. 職業能力開発施策の強化

ものづくり産業は、知識と経験による技術、技能、運用ノウハウなどが競争力の源泉であるが、若年者のものづくり離れや熟練技能者の高齢化により、これらを担う人材の確保・育成の推進が急務である。これからのものづくり産業を担う優れた技能を維持し、継承していくことが重要であることから、「栃木ものづくり人材バンク」の取り組みを広く周知し、技能尊重機運の醸成や技能水準の向上、人材確保や育成の取り組みを強化すること。

5. 中小企業勤労者の福祉向上

企業経営者の高齢化や後継者不足で廃業を余儀なくされることなど、県内中小企業の雇用の機会や貴重な技術などの喪失を防ぐための支援など、取り組みの強化は重要である。

については、労働力の確保及び良好な雇用の機会を創出するために、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進することにより、中小企業の振興及びその労働者の雇用の安定、その他福祉の増進を図ることを目的としている「中小企業労働力確保法」に基づき、雇用管理の改善にかかる計画を認定し様々な支援措置を講じること。

III. 安心できる社会保障制度の確立

(福祉・社会保障政策)

1. 地域医療と介護サービスの充実

2025 年を境に団塊の世代が 75 歳以上（国民の 3 人に 1 人が 65 歳以上・5 人に 1 人が 75 歳以上）となる高齢化の進展に伴い、慢性疾患、複数の疾病を抱える患者、手術だけでなく、その後のリハビリも必要となる患者、自宅で暮らしながら医療を受ける患者などの増加が見込まれることから、地域における質の高い医療の確保と基盤の整備が求められる。

2025 年に向けた医療提供体制の改革「医療介護総合確保推進法」による取り組みとして、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制を整備し、患者ができるだけ早く社会に復帰し、地域で継続して生活を送れることが重要であり、①医療機関の医療機能の分化・連携、在宅医療の充実、②医師・看護師の確保対策、医療機関の勤務環境改善、チーム医療の推進、③医療事故調査の仕組みの創設などの取り組みを推進することが急務である。

については、医療提供体制については、各地域の医療ニーズに応じた医療提供体制の構築が求められていることから、以下について取り組むこと。

- (1) 本県は、在宅療養支援病院（H23 年厚生労働省・人口 10 万人あたり全国平均 0.41、栃木県 0.05）、在宅療養支援診療所（同・全国平均 10.1、栃木県 6.8）、訪問看護ステーションの施設数（H22 年厚労省・同・全国平均 6.8、栃木県 3.5）、医師数（H24 厚労省・同・全国平均 237.8 人、栃木県 215.9 人）、看護師・准看護師数（H26 年日本看護協会統計資料・同・全国平均 1030.2 人、栃木県 968.9 人）はいずれも全国平均を下回っている状況であることから、医師のキャリア形成支援や地域中核病院の医師確保支援や偏在の是正など取り組みの強化を図ること。
- (2) 患者やその家族が在宅で個人の状況に応じた療養生活を選択できることや在宅医療に関する相談体制の強化、緊急性の高い入院先の確保などの急変時の連携体制について、安全で質の高い医療が効率的に受けられる体制の整備の強化を図ること。

2. 「地域包括ケアシステム」の実現

介護保険制度の目的である高齢者の尊厳の保持と自立支援の目的のもとで、自助・互助・共助・公助を基本に総合的なケアの提供の推進を図り、保険者機能を発揮できる「持続可能な医療保険制度の確立」及び「持続可能な介護保険制度の確立」に向けた改革を着実に推進することが重要であることから、以下について取り組むこと。

- (1) 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らすことができるよう、医療・介護・生活支援などが一体的に提供される地域包括ケアシステムの整備推進を確立するため、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築し、寝たきり・認知症予防やレスパイトケア、家族など介護者（ケアラー）相談など介護に係る総合相談・支援を充実させること。
また、介護にかかる総合的なコーディネーターとしての地域包括支援センターに適切な財政

支援と人材の確保を行い、各自治体の介護サービス提供の格差を是正し、その機能強化を図ること。

- (2) 2025年に認知症の人は全国で700万人を超える見込みで、本県においては、約10万9千人～11万8千人を超えると推計されている。また、増加に伴い病院だけでなく、刑務所などの入所施設や地域の中でも、認知症の方の問題が増加している。

については、地域・社会で認知症の人を支えるため、認知症に関する理解の普及や、介護する家族が相互にサポートできる体制の整備を図ること。

また、医療と介護の関係者の認知症への対応力を高め、認知症施策の推進を図ること。

3. 看護、介護の労働環境改善

県において、平成24年末の看護職員は、人口10万人当たり看護師が704.8人(全国796.6人、全国41位)、助産師が21.6人(全国平均25.0人、全国38位)であり全国平均を下回っている。さらには、県看護職員需給見通しによると、平成27年までの県内の看護職員数は需要に対し供給不足が続く見通しとしている。

また、介護労働者に関する日本の現状は、現在より約100万人多い237～249万人必要とされており、2025年度に介護職員が約38万人不足するとし、県においては、6,865人(充足率78.1%)不足する見通しであり、介護人材の確保が大きな課題であることから、以下について取り組むこと。

- (1) とちぎ地域医療支援センターにおいて、県内の医師不足の状況や課題の把握・分析をし、目標計画に基づき、看護職員の確保のための看護職員の養成、県内定着促進、離職防止、潜在看護師の活用、再就業促進などの取り組みの強化を図ること。
- (2) 医療現場での安全確保をはかるために、看護職などの夜勤・交代制勤務における勤務間の十分なインターバル時間の確保、労働法令の遵守、院内保育所の整備などワーク・ライフ・バランスを尊重した職場環境の改善に向けた研修制度の充実などを早急に講じること。
- (3) 介護労働者の処遇改善を確実に実行するために、離職防止の対策や賃金をはじめとする労働条件など、総合的な労働環境の向上を図ること。
- さらには、モチベーションを高めるキャリアアップの仕組みや、働きがいのある職場づくりを推進すること。

4. 障がい者自立支援への体制拡充

本年3月に策定した、「とちぎ障害者プラン21～栃木県障害者計画」に基づき、利用者の実情に応じた福祉サービスの提供、相談支援体制・保健医療体制の充実、日常生活を支えるサービス基盤の確保などの取り組みの強化を図ること。

併せて、障がい者の男女間の所得格差の是正、女性障がい者が被害に遭いやすい差別や虐待の

防止に取り組むこと。

5. 子ども・子育て支援

核家族化や未婚化、晩婚化、さらには合計特殊出生率と出生数の減少など、様々な問題に対応するための環境づくりの必要性がより一層求められている。

特に、少子化対策については、出生率を高める取り組みとして、①総合的な結婚支援策の強化、②妊娠・出産のための環境整備、③子育て支援策の充実、④子育てに伴う経済的負担の軽減、⑤子育てを阻んでいる雇用関係の改善、⑥仕事と子育ての両立が可能となる職場環境の整備などについて、市町・関係機関と連携して取り組むことが課題であることから、以下について取り組むこと。

(1) 「栃木県子ども子育て審議会」において、以下の点に留意しながら、本年3月に策定した「とちぎ子ども・子育て支援プラン」の推進を図ること。

- ① 保護者が安心して産み育てられる条件や、子どもが健やかに育つ環境の整備が社会の責任であること。
- ② 障がい児など特別な支援が必要な子どもを含め、すべての子どもが対象であること。
- ③ 子どもの安心、健やかな成長のため、幼稚園教諭・保育士などの労働条件と職場環境の改善（正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置など）が必要であること。
- ④ 放課後児童クラブ（学童保育）の増設、保育の質の改善、放課後児童支援員等の労働条件改善をはじめ、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の拡充が必要であること。
- ⑤ 市町の事業計画において、多様な子ども・子育て支援を進めるため、地域における子育て支援を担っている児童館や子育て支援センターの役割について評価し、整備を進めるよう指導のこと。

(2) こども医療費助成については、平成27年4月から「こども医療費助成制度」の現物給付対象年齢が、これまでの3歳未満から未就学児までに引上げとなったが、さらなる、現物給付対象年齢を小学校6年生まで拡大できるよう、市町と連携し負担を考慮して、制度の拡充を図ること。

また、各市町では単独による対象年齢引き上げの制度改正が進み、多くの市町が市町間だけでなく県の制度とも対象年齢に差が生じないように、市町の実施状況を配慮し、検討や見直しを図ること。

(3) 親の貧困が次世代に引き継がれるなど、貧困の連鎖を断ち切ることが急務であることから、以下の点に留意し、保護者の経済的負担軽減や支援施策を図ること。

- ① 県内の「子どもの貧困」の実態を明らかにするとともに、子どもの貧困対策を充実するため、比較的所得者が多い、ひとり親家庭の課題を把握・整理し、総合的な経済的支援や就労支援を推進すること。
 - ② 母子自立支援員を中心としたアウトリーチ型の相談支援体制をより一層整え、相談支援窓口の整備のために必要なさらなる支援を行うことや、地域におけるひとり親家庭への支援メニューや支援施策のさらなる周知、広報対策と利用促進を図ること。
- (4) 本県の児童虐待相談対応件数は、年間 1,566 件（平成 25 年：県児童相談所と市町含む）と前年度から増加傾向にあり、子どもが犠牲となる痛ましい事件を防ぐためにも、児童虐待は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題としてとらえ、子どもの人権を守り、児童虐待の予防と対応策の強化を図るため、以下について取り組むこと。
- ① 児童虐待防止法の周知をはかり、通告義務（児童福祉法第 25 条）に対し、啓発、広報の徹底を図ること。
 - ② 児童福祉関係行政機関である児童相談所、福祉事務所、保健所、保育所、学校、民間団体、NPO などとの連携を強化するため、市町による要保護児童対策地域協議会の設置を徹底し、同協議会が児童虐待などの予防・早期発見・早期対応を果たせるよう強化すること。
 - ③ 各市町の児童家庭相談機関の機能を強化し、相談業務を行うための職員の研修を徹底し、専門性を高めること。
- (5) 保護者が地域で安心して子育て・家庭教育を実践するため、地域子育て支援拠点事業を拡充し、保護者からの相談と子どもの「心のケア」の双方に対応するための環境・設備を、専門機関・専門家と連携して、①地域の子育て支援情報の収集・提供、子育てに関する専門的支援を行う拠点（センター）の設置、②児童館や学校の余裕教室などを活用した、保護者が集う「保護者学級」の定期的な開催、③常設の相談窓口の設置の推進などの取り組みを図ること。

6. 医療費の抑制と適正化

医療費の抑制・適正化については、患者の意識改革も必要であることから、いわゆる「はしご受診」や「コンビニ受診」が医療費や患者負担の増大を招くことや、後発医薬品（ジェネリック）の利用については、患者の選択を基本としつつ、有効性や安全性などについて先発医薬品と変わらず、医薬費が安くなることについて、各健康保険者・医療機関・薬剤師団体などと連携して周知に努めること。

IV. 社会インフラの整備・促進

(県土・住宅政策)

1. 公共性・社会性を重視したひとに優しいまちづくりの推進

コンパクトシティづくりなど、低炭素型社会の実現を中心に据えた、高齢者、障がい者に配慮し、すべての生活者にとって暮らしやすい社会資本を整備しながら、働く場の確保や持続可能なまちづくりを推進するため、以下について取り組むこと。

- (1) 橋梁、交通施設、上下水道施設など、既存社会資本の長寿命化・老朽化対策を行うこと。
また、地域住民の生活・安全・環境に関連した社会資本を優先的・効率的に整備すること。
- (2) 一定期間が経過した橋梁、上下水道施設などの維持管理を適切に行い、資源消費を抑制するとともに、災害時の破損を未然に防ぐこと。
- (3) 情報通信回線・上下水道管・ガス管・電線などを一括埋設する共同溝の整備にあたり、現整備計画の進捗状況と、交通安全の確保、都市景観の保全、災害防止・減災などの観点で、整備が必要な地域を明確にして、今後の整備を推進すること。
- (4) 公的賃貸住宅、公園緑地、排水処理施設の耐震補強など、地域住民の生活・安全・環境に関連した社会資本を優先的・効率的に整備すること。

2. 自然災害に強い県土づくりの推進

- (1) 首都直下地震や南海トラフ巨大地震、台風や集中豪雨さらには大雪などの風水害などの大規模災害発生時の初期活動において、市町、消防機関、警察及び自衛隊などと連携を強化し迅速・的確に活動できる体制を確立し、人命を最優先にして被害の最小化をはかる減災対策を推進すること。また、大規模建築物や避難路沿道建築物などの耐震化や、住宅の耐震改修に対する支援を図ること。

さらには、平常時にはスポーツ施設などとして運営し、発災時には緊急避難施設としての機能を備えた運動施設の整備など、民間の知恵や資金を活用したPPP/PFIを推進すること。

- (2) ICT技術を活用し、地域防災機能を強化するとともに、自然環境保護との両立を基本に、流域における森林・農地・河川などを一体とした治水計画を作成・実施し、以下について取り組むこと。
 - ① 自治会や消防団、地域の建設関連事業者などの地域コミュニティの支援や連携を強化し、地域防災力の向上を図ること。
 - ② 小中学校での防災教育や地域住民を対象とした防災訓練や勉強会を実施し、防災意識の向上と危険地域の周知徹底を図ること。

③ 多発化する豪雨災害などを受け、ハザードマップの作成・公表、および、見直しを行うとともに、地域防災計画の見直しを行うこと。

また、きめ細かな気象予報と地域住民への緊急情報システムを早急に確立すること。

(3) 首都直下地震や南海トラフ巨大地震などに備えた、災害に強い交通・運輸体系を構築するため、以下について取り組むこと。

① 広域物資拠点として選定された民間物流施設における非常用電源設備を導入すること。

② 大規模災害時に民間事業者と連携して、救急輸送ネットワークを整備すること。

③ 大規模災害時に鉄道が運行できない場合に備え、燃料を備蓄し、トラック・バス輸送の活用などにより代替輸送を確保すること。

④ 駅や高架、橋梁やトンネルなどの耐震対策を行うこと。

⑤ 雪害対策への備えを強化すること。

3. 安心な住宅政策の推進

本県においては、「栃木県住宅マスタープラン」における「安心して暮らせる良質な住宅・居住環境の形成」、「既存住宅ストックの有効活用と適切な管理」、「多様な居住ニーズに対応した住宅市場の環境整備」、「住宅セーフティネットの機能向上」の4つの基本目標に基づき、豊かな住生活の実現のため、以下の点に留意し、市町・事業者と相互に連携・協力して豊かな住生活の実現を図ること。

(1) 省エネ・低炭素社会の実現に向けて、環境・耐震・ユニバーサルデザインなどに適応した住宅や設備に対する税制優遇や費用補助を拡充すること。

(2) 県内自治体と連携して空き家対策を推進すること。

① 空き家についての情報を収集・提供し、賃貸・販売できる住宅については定住を促進するなど、空き家の有効活用を図ること。

② 空き家が火災や自然災害などによって倒壊し、周辺の住宅や住民に危険を及ぼさないよう監視や対策を強化すること。

③ 「空家等対策計画」を策定し、空き家への立入り調査や、著しく危険であったり、衛生上有害であったりする建物を、「特定空家等」に認定し、所有者に対して除去や修繕の指導・助言、勧告、命令をするなど、空き家の適切な管理を行うこと。

(交通政策)

4. 環境負荷の少ない円滑な交通・運輸体系の構築

(1) 連合栃木の組合生活アンケート調査（2015年2月）によると、宇都宮市が進めるLRT整備計画の認知度では、55.7%が「知っている」としたものの、その導入については「導入すべきではない」の34.9%が「導入を進めるべき」の16.9%を上回り、半数近くが「なんとも言えない」としている。

また、宇都宮市在住者に限ってみても、「導入すべきではない」が44.2%で「導入をすべき」の20.4%を上回っている。

さらに、約6割が「将来の財政圧迫、県民の負担増」につながる不安があると回答し、また半数以上が「県民市民への十分な説明がないまま計画進行」していることに不安を感じている。

については、LRTの計画の今後の具体的な県の支援計画を明示するとともに、特に、支援の予算金額を明確にし、県民に明示すること。

(2) 県民生活に必要な不可欠な地域公共交通を維持・確保すること。特に山間部などに関しては、高齢者などの交通弱者が安心して公共交通を利用できるようにするとともに、地域振興と一体となった維持対策を推進すること。

5. 交通事故防止・交通施設整備の促進

県の平成26年度交通死亡事故は、全国ワースト10位という状況であることから、第9次栃木県交通安全計画の基本理念に沿って交通死亡事故のない安全で安心な栃木県の実現に向け、以下について取り組みを強化すること。

(1) 各機関・関係団体と連携した広報・街頭宣伝などの活動強化の取り組みとして、新聞、ラジオ、テレビ、チラシ等を通じ警報発令の周知を図るとともに地域における交通事故防止の機運を高めることや、広報車、有線放送などによる交通安全広報の徹底を図ること。

(2) 道路交通法の改正（6月1日）により、自転車で危険な乗り方をした運転者に対し、安全講習を義務付ける規定の整備がされたことを受け、自転車利用者に対し、特に危険行為に指定されている、酒酔い運転や信号無視など14項目の周知を徹底し、指導を強化すること。

(3) 速度の出し過ぎや飲酒運転、信号無視・一時不停止などの交差点違反など死亡事故に直結する悪質・危険な違反及びシートベルト非着用者に対する取締りを一層強化し交通死亡事故を減らすこと。

(4) 特に通学路における歩車分離を促進すること。

（情報通信政策）

6. ICT（情報通信）政策の強化〔情報発信機能強化〕

- (1) 災害発生時に情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう人的体制も含めた整備の強化と大規模災害発生後における情報通信手段の確保や情報提供のあり方など、情報の発信や収集にかかわる総合的な取り組みの推進強化のため、以下について取り組むこと。
 - ① Lアラートの普及・拡充を図り、情報発信と伝達の手段の多様化を推進し、総合的防災演習の充実を図るよう、県及び市町の防災担当者の育成・確保を推進すること。
 - ② 消防庁による全国瞬時警報システム（J－ALERT）の全国一斉情報伝達訓練における防災行政無線については、警報などが確実に伝わるよう設置場所の整備や人的体制なども含めた整備を推進すること。

特に、防災行政無線および消防救急無線の早期かつ円滑なデジタル方式への移行の推進を図り、妨害電波対策の強化を図ること。
 - ③ G空間情報（地理空間）を活用した「総合防災情報システム」の整備・運用を早急に進めるとともに、当該システム導入促進に向けた必要な財政や人的支援を積極的に推進すること。
 - ④ 災害発生時においても住民サービスや医療が提供されるよう情報資産を保護する取り組みを推進すること。また、事業者に対してもバックアップ体制の構築などを指導すること。
 - ⑤ 大規模災害時における臨時災害放送局（ミニFM放送局等）の設置・開設にかかる行政手続きの迅速化・簡素化を制度化すること。
 - ⑥ 災害時における非常用移動基地局、非常用電源設備の移送、燃料の確保など、情報通信事業者が確実に事業を遂行できるよう必要な支援や対策を図ること。
 - ⑦ 公共施設や避難所等に衛星携帯電話などの非常用通信手段を配備すること。
 - ⑧ 被災地で必要となる情報の発信について一元的な管理を行うとともに、被災者からの行政等に関する問い合わせについてもワンストップでの対応が可能となるよう取り組みを推進すること。

また、地域ごとにきめ細やかな情報提供が行われるよう、通信と放送の融合などICTの活用や情報通信事業者をはじめとする民間事業者との連携を強化すること。
- (2) 県が運用している、ツイッターやフェイスブック、ブログ、メールマガジン、動画配信などのソーシャルメディアなども含めた多様な情報通信手段の利用を周知・徹底するとともに、障がい者や外国人などに対しても確実に情報が伝わる施策を図ること。

V. 暮らしの安心・安全の構築

(環境政策)

1. 環境対策の促進

「栃木県地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて、温室効果ガスの排出量の多い「産業部門」や排出量の増加割合の大きい「家庭部門」を中心に省エネの推進が必要である。

さらに、学校や地域において環境活動に取り組む人材の育成や環境団体への支援など、県民の環境学習についても一層の推進を図り、生活における省エネの推進など、県民の環境意識を高め、家庭・地域などでの環境問題に対する取り組みを強化することが重要であることから、以下について取り組むこと。

- (1) 気候変動キャンペーン「ファン・トゥー・シェアー (Fun to Share)」の取り組みとして、家庭、地域、学校、職場で周知・広報を含め、環境教育の強化を図ること。

また、産業・企業が実際に展開している環境保護活動の好事例を教育現場で紹介するなど、具体的な環境保護教育を促進すること。

- (2) 「環境保全活動・環境教育推進法」にもとづき、行政、国民、事業者、民間団体が環境保全活動に取り組み、学校教育・社会教育における必要な施策を講じて、自然環境の保護やリサイクルの実践につながる体験学習の充実を図り、環境教育を推進すること。

2. 環境保護と経済発展の両立

温室効果ガスの削減は、産業・雇用・国民生活などへの影響を勘案し、引き続き長期的・計画的な取り組みが求められている。

本県においては、『とちぎ環境立県戦略』（平成 21 年度策定）に基づき、持続的に成長発展する社会“エコとちぎ”の実現と『とちぎエネルギー戦略』（平成 26 年 3 月策定）において「環境と経済が循環しながら持続的に発展していく社会」を基本理念として掲げ、本県のエネルギー施策を推進し、「環境保護」と「経済発展」が両立する社会を目指す取り組みを推進していることから、以下について取り組むこと。

- (1) 温室効果ガス削減対策として、省エネや環境・エネルギー技術の深化・革新を通じた県内における部門（産業、運輸、業務その他、家庭）ごとに、技術的な導入可能性や費用対効果、短・中・長期の時間軸の観点で踏まえた実効性や県民の受容性など、その実情を踏まえた対策を積極的に推進すること。

また、既存技術の向上・普及とともに最先端技術の実用化に対する支援を強化し「環境保護」と「経済発展」の両立を図ること。

- (2) 企業の環境対策を促進するため、環境対策に関連した技術・事業・産業の育成・支援を強化すること。

- (3) CO₂に関する森林吸収源対策については、森林整備を図るため、施業の集約化や路網の整備と機械化、木材市場や加工工場の集約、県産材利用の促進など、川上から川下まで一貫した対策を支援することで生産性の向上を図り、事業として成立する環境をつくること。
- (4) CO₂削減や山村の経済活性化をはかるため、間伐材などの木質バイオマスとしての利用を促進すること。
- (5) ヒートアイランド対策として、緑化地域の確保・保存など、地域の温暖化防止と環境保全の対策を推進すること。
- (6) 環境に配慮した製品・サービスの付加価値を積極的に広報し、環境保護を意識した消費行動（日常での省エネや機器の買い替えといった低炭素行動）を促すとともに、消費者のニーズを勘案した「環境に配慮した製品・サービスの市場」の形成・拡大を支援すること。

3. 廃棄物対策等の強化

指定廃棄物の最終処分場候補地問題については、「栃木県指定廃棄物処分等有識者会議」の要綱に基づき、候補地選定経過や詳細調査結果などの検証及び地元からの疑問の解消などを図る取り組みは行政の責務として重要である。

については、国による指定廃棄物処分場の設置や候補地選定経過、詳細調査結果、施設や処理方法の安全性などに対する検証を行い、健康や農作物などへの影響や地元からの不安や提案・疑問などに対する助言に関することなど、行政の責任として国の関係機関と連携し適切に対応すること。

4. 水に関わる安全保障の確立

水資源の持続可能な利活用をはじめ、水に係わる安全保障を確立し、県民生活の維持向上と生態系および健全な水循環の保全をはかるため、「水循環基本法」（2014年成立）の基本理念・政策の基本事項・基本計画などを実現することが重要であることから、以下について取り組むこと。

- (1) 安全・良質な飲料水の供給、水環境の保全を目的に、水源から各戸に至る総合的な水質確保対策を推進すること。特に水質基準については、生態系保全を考慮し規制を強化すること。
- (2) フッ素が規制物質に指定されていることや、人体・水環境全体への影響など、多くの問題点が指摘されていることから、水道水へのフッ素の添加は行わないこと。
また、水質・環境保全の観点から、森林や農地などに対する農薬などの使用は必要最小限とすること。

（食料・農林水産政策）

5. 食料自給力向上と地域振興対策の強化

本県の地産地消のさらなる推進を図るため、第Ⅲ期方針に基づき、地域の新鮮で安全・安心な農産物の供給を基本に、健康づくりや消費者と生産者の相互理解などを一層推進することが重要であることから、とちぎ地産地消県民運動実行委員会を中心に、とちぎ地産地消運動の展開を図り、県産農作物の消費拡大、健康的で豊かな食生活、農産物の生産振興、地域の活性化などの取り組みを強化すること。

さらには、県民運動の「とちぎ地産地消の日」（毎月18日）の普及啓発活動の強化や食育推進に携わるボランティアなどの活動を促進し県民との協働による運動を強化すること。

6. 安心・安全の食料政策

(1) 食品の安全性確保については、県民の健康保護や暮らしの安心、円滑な社会生活を維持していく上で重要であることから、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に努め、食品、添加物、器具及び容器包装などの安全性を確保し、県民の健康保護を図るため、栃木県食品衛生監視指導計画に基づき、食品関連事業者や関係団体と連携し取り組みを強化すること。

(2) 栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎハサップ）の取り組みについては、製造者や給食施設などを対象とした「HACCP 導入支援セミナー」を開催するなど、認証取得の支援を強化し、パンフレットや各種広報媒体を活用して、広く県民に周知し、制度の普及と定着を図ること。

7. 持続可能な農林水産業の確立

農業の収益力を高めるためには、加工、流通販売などの分野も積極的に取り込んでいくことが必要であることから、“フードバレーとちぎ”の実現に向けて、「良質で豊かな水や農林水産物を活かした産学官連携による商品開発・技術開発」、「海外市場も視野に入れた販路開拓への支援」、「本県の強みを活かした企業誘致の推進」、「農業をはじめとする関連産業の高付加価値化」などの取り組みを一層促進するため、以下について取り組むこと。

(1) 農業への新規参入や新規就農を促進するための支援・環境整備を充実し、持続可能な産業基盤の確立と成長産業化に資する担い手の確保・育成を重点的に図ること。

① 農地取得条件の緩和、技術経営研修、就労条件や融資などの支援策の整備など、新規就農に関する財政面・実務面における支援制度ならびに支援環境の維持・充実をはかり、若者・女性を含む幅広い担い手の経営参加や起業活動を推進すること。

② 集落・地域の農業従事者の合意を前提に一般法人の農業への新規参入への規制緩和をはかるとともに、多様な農業生産組織の育成・支援を推進し、産業の活性化と競争力の向上を通じて、地域の再生および新規雇用の創出を図ること。

- ③ 酪農・畜産業をはじめとする農業従事者の労働負担の軽減など、労働条件・労働環境の整備・改善への支援をはかり、安定した就業機会の確保に努めること。
 - ④ 「農業委員会」が、地域における適正な農地管理や利用調整を含め、農業従事者の意見を地方自治体の政策に適正に反映できるよう制度を改善すること。
 - ⑤ 農業は、自然条件によって収量が左右されるため、農業災害補償法に基づく「農業災害補償制度」に加え、適切なりスク分散措置の導入を検討すること。
- (2) 食品関連事業者における消費期限・賞味期限の適切な設定ならびに流通現場における納入期限・販売期限に関する運用ルールの見直し、消費者に対する啓発の推進、フードバンクへの支援などを通じ、食料廃棄の削減をはかること。
- (3) 「食育基本法」にもとづく「食育推進基本計画」の達成に向け、食について考える習慣や、食に関する様々な知識、地産地消、食を選択する判断力を身に付けるための食育を一層推進すること。

8. 持続可能な林業の確立と森林整備・保全対策の推進

本県の林業を成長産業へ発展させる取り組みについては、林業を支える人材の確保・育成の取り組みの強化が重要であり、特に、次代を担う若い世代への「林業」に関する情報発信の強化や高校生などを対象とした就業体験のインターンシップ、小・中学生に向けた林業の楽しさが実感できる体験学習などを実施することなど、関係機関とより一層連携した取り組みが必要であることから、以下について取り組むこと。

- (1) 「緑の雇用」事業などの支援・環境整備の充実を図るとともに、「人材育成マスタープラン」にもとづき、「フォレストラー」などの効率的な森林経営に必要な能力を持った人材を戦略的・体系的に確保・育成すること。また、林業における、労働安全の確保や労働条件の整備を推進し、雇用管理の改善に努めること。
- (2) 森林所有者の明確化、森林施業の集約化、路網整備などを着実に推進するとともに、地方自治法施行令による特定随意契約を参考にしつつ、地域の事業者が優先的・安定的に事業を受注できる発注方式（随意契約）への変更を通じて、地元の雇用を守り、山村地域の振興を図ること。
- (3) 県産材の安定的・効率的な供給体制を構築するとともに、県産材の利用促進を通じて、木材自給率の向上を図ること。合わせて、川上から川下まで体系立てて、総合的な支援策を講じること。

- (4) 生物多様性の観点から植栽や間伐などにより広葉樹と針葉樹を効果的に配置するなど、生物の生息環境に配慮した森林管理を講じること。
- (5) 管理が行き届かない森林を適切に保全するために、条件不利地域や不在村所有森林など集約化が困難な森林の公有化を促進すること。
- (6) 有害鳥獣による農作物などへの被害が深刻化していることから、鳥獣被害対策としてフォレストーとの連携を強化するなど対策を講じること。

(消費者政策)

9. 消費者の視点に立った消費者政策の推進

2014年の振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の国内の認知件数は10,749件、2014年10月までの被害総額は450億円と過去最悪となり、新たな手口も発生する中、県民の生活と財産を守る観点から、以下について取り組むこと。

- (1) 県内消費者行政の推進に向け、多様な消費者の身近な相談窓口として消費生活センターの設置をすべての市町に推進し、相談員の確保や雇用形態・処遇の改善、資格の法的位置づけの明確化、能力開発の充実など機能強化を図ること。
- (2) 社会問題化している各種特殊詐欺（振り込め詐欺など）について、新たな手口や形態を迅速に把握し、消費者への情報提供・注意喚起をはかり、詐欺被害の未然防止・拡大防止をはかること。

特に、消費者被害に遭いやすい高齢者や子ども、障害者などに配慮しつつ、被害の未然防止・拡大防止を図ること。

さらには、「振り込め詐欺救済法」にもとづき、被害者の財産的被害の迅速な回復を図ること。

VI. 民主主義の基盤強化と県民の権利保障

(政治改革)

1. 投票率向上の推進

2015年4月の県議選の投票者総数は58万6734人(男性29万2523人、女性29万4211人)で、投票率は44.14%(男性44.47%、女性43.82%)で過去最低を更新した。(県選挙管理委員会発表)

また、選挙区別にみると、有権者が最も多い宇都宮市・上三川町選挙区が38.81%と無投票当選選挙区を除く11選挙区で最低だった。

このような低投票率の結果を踏まえ、市町と連携し投票率を上げるための対策が急務であることから、以下について取り組むこと。

- (1) 高校生を含む18歳以上の国民に選挙権が与えられる、公職選挙法の改正案が成立したことから、選挙管理委員会や教育委員会などと連携し、社会参加や選挙の意義、公職選挙法などの教育の強化・充実に向けた取り組みを推進すること。
- (2) 投票率の向上を図るため、投票者の利便性の観点から、投票所(期日前投票を含む)を、頻りに人の往来がある施設(スーパー、コンビニ、百貨店など)に設置することや、施設側からの投票所設置の公募を行うなどの工夫や対策を図ること。
併せて、高校・専門学校・大学などの施設に投票所を設置すること。
- (3) 高齢、障がい、疾病、妊娠などにより、投票所へのアクセスが困難な人の選挙権行使を保障するため、期日前投票の促進を図るとともに、郵便投票の簡素化及び対象者の拡大や巡回投票制度の創設を検討すること。

2. 地方議会改革

県は、議会の基本理念、議員間討議による合意形成、政策機能の強化、住民参加、情報公開の徹底などを明記した議会基本条例を制定するとともに、県内自治体へ制定を働きかけること。

(行政改革)

3. 新しい公共の推進

県は、平成23年5月に策定された「県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針」において、「とちぎ地域力創造プラットフォーム」を重点プロジェクトのひとつに掲げ、県民協働の推進を図っているものの、昨年までに実施したNPOや企業を対象にした社会貢献活動の実態調査結果によるとNPO、企業、地域団体、市町との協働実績は、NPOと市町との協働が5割と最も多かったが、企業などと協働する機会はまだ少ないことや、特にNPOは、財政面、人材面で持続可能な団体運営を行うための企画力の向上や活動できる人材の育成を継続的に推進する必要があるとしている。

このような状況をふまえ、新たな公共の担い手と行政との協働の出会いや仕組みづくりを進め

ていくために、県民が社会貢献活動や協働の取り組みに対する理解を深めることや、社会貢献活動団体が自立に向けた活動基盤の強化、さらには多様な主体が相互に連携し、協働を実践できる仕組みをつくるなど、「とちぎ地域力創造プラットフォーム」の普及・定着に努めること。

4. 行政における情報公開

(1) 情報公開法に基づき、行政および独立行政法人などの情報公開を積極的かつ迅速に行い、行政の透明化を推進し、行政における個人情報の保護の徹底を図ること。

また、個人情報取扱事業者などにおける実効ある個人情報保護を支援し、個人情報保護状況の把握に努めるなど、監督、指導を適切に行うこと。

(2) 住民票を有するすべての人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知される、「マイナンバー制度」（平成27年10月導入、平成28年1月利用開始予定）については、県民に対し制度についての主旨や効果、取り扱いの情報などを提供することなど、効率良く対応できるよう対策を図ること。

併せて、情報セキュリティ対策についても国や県内自治体と連携し、十分な対策を講じること。

（公務員制度改革）

5. 公正・公平な公務労働の実現

地方公務員の給与は、国が地方公務員の給与削減を目的として、地方の固有財源である地方交付税を削減されることはあってはならないことであり、地方公務員給与費に係る地方交付税の一方的な減額については、公平・中立な知見を踏まえ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものである。

については、地方自治体における賃金・労働条件の決定は、地方自治の本旨のもと、労使の自主的交渉に基づき決定すること。

また、地方自治体で働く臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定をはかるとともに、一時金などの手当が支給可能となるよう地方自治法の改正を国に働きかけること。

（人権・男女平等政策）

6. 人権・平等政策

近年、特定の人種や民族に対し憎しみをあおるような差別的表現、すなわちヘイトスピーチ（差別的言動）が横行しており、大きな社会問題となっている。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあり、2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることから、ヘイトスピーチを放置することは国際社会に対して信頼を失うことにもなりかねないと考えられる。

については、キャンプ地誘致に取り組む栃木県としても、国際社会からの信頼を得るため、ヘイ

トスピーチ問題に対する県としての考えを明らかにすること。

7. 男女平等参画社会の実現と女性の活躍促進

政府は、「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」目標に向けた更なる取り組みを進めるため、女性の活躍推進に関する新法制定などを通じた、ポジティブアクション促進を打ち出しているが、2013年度の各都道府県労働局雇用均等室への相談件数は21,418件で、相談内容はセクシュアル・ハラスメントが最も多く55.9%、次いで妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いが18.9%、母性健康管理11.6%となるなど、働く女性の職場環境は、かつてない厳しい状況にある。

一方で、マタニティ・ハラスメントに関する最高裁判決も下され、女性の仕事と妊娠・出産に関する社会的関心が高まっており、県としても働く女性の環境改善に向けて、以下について取り組むこと。

- (1) 女性の活躍に関する現状・課題・改善策に対する共通認識を深め、女性活躍推進のために設置された、とちぎで輝く☆「働くウーマン」プロジェクトの計画に基づき、とちぎ男女共同参画財団、市町、経済団体、女性支援団体、メディア企業などの多様な団体と連携を強化し、企業における女性登用促進や経営者の意識改革など働く女性を応援する取り組みを推進すること。
- (2) 女性に対するあらゆる暴力(パートナーからの暴力(DV)、性犯罪、売買春、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど)を根絶するため、「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、社会認識の徹底、意識啓発や情報周知とともに、被害者の支援体制の充実を図ること。
- (3) 連合の「マタニティ・ハラスメント(マタハラ)に関する意識調査」(2013年5月)によると、マタハラ認知度は低いものの、実態としてマタハラを受けたことがある女性は多く、女性が妊娠・出産を経験しながらも働き続けられる環境整備や意識変革と啓蒙が必要であることから、市町・関係機関と連携し、「マタニティ・ハラスメント(マタハラ)」を防止する取り組みを推進すること。
- (4) 児童生徒に不快な思いを与える性的な言動、いわゆる「スクールセクシュアルハラスメント」(スクール・セクハラ)の問題は、一部の教職員による不祥事などの問題として、社会が抱える大きな課題の一つになっており、スクール・セクハラは、児童生徒の学ぶ意欲を失わせ、その能力を伸ばす機会を奪う人権侵害であり、絶対許される行為ではない。
については、県内で発生している、スクール・セクハラの現状を調査すること。また、未然に防ぐ対策や発生した場合の対処の仕方などを示した、パンフレットやガイドラインを作成し、スクール・セクハラ防止に努め、男女平等の視点に立った学校・社会教育の推進を図ること。

(教育政策)

8. 教育の機会均等の保障

家庭の経済状況の格差が子どもたちの進学機会の喪失や学力の格差を生まないよう、教育費に関する公的支援を拡充し、教育の機会均等を保障する施策を継続・強化することが求められることから、以下について取り組むこと。

(1) 「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」の平成27年度教育施策に基づき、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育、確かな学びをはぐくむ教育、学びを支える魅力ある教育環境づくりの推進、生涯学習の推進と文化、スポーツの振興、人権尊重の精神を育む教育などの様々な施策に取り組むこと。

(2) 経済的理由で就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行う市町に対して国がその経費の一部を補助する「要保護児童生徒援助費補助金」を活用し、市町と連携し取り組むこと。

併せて、県独自の給付型奨学金制度創設を検討するとともに、奨学金返済に関する相談体制を関係機関と連携して強化すること。

(3) 体罰防止に関する校内研修や校内体制の充実を図り、全公立学校長を対象にした研修会の開催や、教職員向けの人権意識を高めるリーフレットを作成・配付するなど、取り組みを強化すること。

また、校内の相談窓口だけでなく、県教育委員会のホームページ上に体罰に関する相談窓口や各教育事務所のいじめ・不登校等専用相談電話の活用や、児童生徒・保護者向け相談電話を周知など、児童生徒や保護者に対して相談窓口の拡充に努めるなど、今後一層のいじめ・体罰の根本的な解決に向けた取り組みを強化すること。

① 子ども・保護者等が日頃から相談しやすい、首長あるいは教育行政から独立した第三者的な相談・支援体制を確立すること。

② 地域に開かれた「コミュニティ・スクール」の設置を推進し、地域の大人が子どもを見守る体制を構築すること。

③ 不登校の子どもや中途退学者、虐待を受けた子どもの学ぶ権利を保障する取り組みを推進すること。

(4) 全県民が将来を担うすべての子どもたちの人格を尊重し、健全に成長していくために、いじめ・体罰・暴力問題、さらには児童虐待防止対策などについて、市町教育委員会と連携し取り組みを強化すること。

さらには、様々な問題の改善や相談対応を図るよう、養護教諭の複数配置及び加配を推進し、スクールカウンセラーの配置についても、学校の状況を把握し常勤配置を図るなど、配置拡大を図ること。

9. 社会教育・労働教育の推進

- (1) 教育委員会は、労働組合、企業、NPOなど、各種団体と連携し、勤労観・職業観を養うための社会体験や労働体験の場を積極的に活用すること。
また、労働組合役員やOB・OGなど外部講師による出前講座や職場見学の機会などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。
- (2) 地域における労働教育の取り組みを支援するため、寄付講座や出前講座などの教育活動の強化・促進を図ること。
また、教員がロールプレイやワークショップなどの手法を研究する、あるいは寄付講座や出前講座を受け入れるための時間を確保するなど、働くことの意義や知識を学び活用するための条件整備を行うこと。
- (3) 職場見学や労働体験の内容を充実するとともに、インターンシップなどを通じて多様な労働の現場に触れ、「働くことの意義」について学ぶ機会を充実すること。
- (4) 「ものづくり教育」や、公共職業能力開発施設での「工作教室」、「技能塾」などを通じて、「ものづくり」の大切さについて学ぶ機会を充実すること。

10. 教育の質的向上の推進

- (1) 教職員に対する研修やフォローアップの継続を通じて、教職員の専門性およびやりがいの向上を通じて教育の質的向上を図るための研修を充実し、本人の希望や適性に応じて目標を持ったキャリア形成を進めること。
その際は、採用時の国籍や年齢制限の撤廃、企業やNPOなどでの外部研修の充実、管理職型、専門職型等のキャリアの複線化、短時間勤務制度の充実など、条件を整備すること。
- (2) 教職員定数の拡充や、教員養成システムの改善など、指導体制の強化を通じて教育の質的向上を図ること。
ついては、教員が子どもと向き合う時間を確保し、一人ひとりにきめ細かな教育を実施するため、少人数学級制や複数担任制、専科教員の拡充を推進し、35人学級の対象学年の拡大を進め、定数改善により必要な教職員数の確保を行うこと。

11. スポーツ・文化芸術の振興

生涯学習（リカレント教育）推進のための環境・体制整備を推進するために、住民参加の「地域教育・スポーツ・文化振興基本計画(仮称)」を策定し、①青少年の職業体験の推進、②伝統文化・芸能の継承・発展等の文化振興、③国際化や環境問題などについて具体策を提示し、教育委員会と連携して取り組むこと。

VII. 公正なグローバル社会の実現

(国際政策)

1. 国際化・多文化共生の教育推進

スポーツを通じた国際的な交流や貢献は、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、本県の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

については、2020年の東京オリンピック・パラリンピックさらには、2019年に日本で開催されるラグビーワールドカップなどのトレーニングキャンプ地誘致などと合わせて、異文化への理解促進と多文化共生の教育を推進し、本県の魅力を国際的な情報発信と、とちぎ未来大使などと連携した、人的ネットワークを通じて、国際貢献・交流の構築が図れるよう取り組むこと。